

○寒川町猫不妊・去勢手術費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い猫及び飼い主のいない猫に対する不妊又は去勢の手術の実施を普及することにより飼い主のいない猫、捨て猫等の増加及び猫による被害を防止するため、猫を飼養し、又は保護している者に対して、猫の不妊又は去勢の手術に要する費用の一部を予算の範囲以内において助成するため、寒川版地域通貨さむかわP a y の行政ポイント（以下「行政ポイント」という。）を付与することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 助成の対象者は、寒川町に住民登録を有し、健康な猫を飼養し、又は保護している者(飼養を営業とする者を除く。)とする。

(手術の実施者)

第3条 手術の実施者は、寒川町内又は茅ヶ崎市内で診療施設を開設している獣医師(獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条に規定する免許を有する者をいう。)とする。

(補助金の額)

第4条 行政ポイントの付与数は、次のとおりとする。

- (1) 不妊手術の場合 1匹につき 5,000 ポイント
- (2) 去勢手術の場合 1匹につき 3,000 ポイント

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、猫不妊・去勢手術費助成申請書(第1号様式)を事前に提出しなければならない。

(助成決定の通知)

第6条 町長は、助成を決定したときは、猫不妊・去勢手術費助成決定通知書(第2号様式、以下「決定通知書」という。)を前条の規定による申請を行った者に交付する。

(助成の取下げ)

第7条 前条に規定する助成決定を受けた者が、不妊又は去勢の手術の実施を取りやめるときは、その旨を町長に申し出て、決定通知書を返還しなければならない。

(手術実施の時期)

第8条 決定通知書の交付を受けた者は、当該決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して30日以内(当該期間内に当該決定通知書の交付を受けた日の属する年度の末日を過ぎるときは、当該年度の末日までとする。)に不妊又は去勢の手術を受けさせない

ればならない。

(実績報告)

第9条 前条の規定により不妊又は去勢の手術を受けさせた者は、当該手術を受させた日の翌日から起算して2週間以内に猫不妊・去勢手術費助成実績報告書(第3号様式、以下「実績報告書」という。)に領収書を添えて提出しなければならない。

(助成の時期及び方法)

第10条 町長は、実績報告書を受領した日の翌日から起算して30日以内に指定されたさむかわPayのアカウントに付与することとする。

(助成決定の取消し又は返還)

第11条 町長は、助成を受けた者が、不正の手続により助成を受けた場合は、助成決定の全部又は一部を取消し、すでに付与した行政ポイントの全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成6年4月1日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年4月1日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。